

向島東中学校 学校いじめ防止等基本方針

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめ認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、さらに、いじめの積極的な認知や組織対応が徹底されていないことを受けて改定された「いじめの防止等のための基本的な方針」及び、「京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）」を踏まえ、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

「いじめ」に対する校内の組織体制として、以下の三つの組織を有機的に機能させることにより、予防的措置や実際の解決策を講じる。

【いじめ対策委員会】

(1) 構成員

管理職・生徒支援部長（生徒指導部長）・補導主任・学年主任・養護教員・教育相談係（スクールカウンセラー含む）

(2) 役割

いじめ防止及び早期発見に取り組むために、各学年からあがる生徒の情報交換を丁寧に行う。また、この結果を全教職員に対して職員会議等で共通理解を図る。

(3) 開催時期

いじめアンケート（6月、11月、3月）後に情報交換を行う。また、必要に応じて臨時で招集する。

(4) 周知方法

保護者会等の機会に、本校のいじめ防止等の対策のための組織とともに、ホームページ等で周知を行う。生徒に対しては、全校集会の機会に組織についての紹介を行う。

【いじめ情報交換会(補導部係会を兼ねることもある)】

(1) 構成員

管理職・生徒支援部長(生徒指導部長)・補導主任・各学年補導係・教育相談係・養護教諭

(2) 役割

- ・各学年の生徒の細かな変化や様子について情報交換し、様々な面から生徒理解を行い指導に活かす。
- ・問題行動(いじめを含む)に対する未然防止策・早期発見対策を思案・検討し推進する。
- ・いじめ防止及び早期発見に取り組むために、各学年からあがる生徒の情報交換を丁寧に行う。
- ・いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで加害者・被害者双方に対し、指導・支援する。

(3) 開催時期

月1回

【不登校対策委員会】

(1) 構成員

管理職・生徒支援部長(生徒指導部長)・総合育成支援教育主任・学年主任・養護教諭・教育相談係(スクールカウンセラー含む)

(2) 役割

校内の不登校生徒および不登校の傾向がある生徒の状況やその解決に向けた学校としての取組方法等を検討する。

(3) 開催時期

4月、7月、8月12月、1月、3月

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

・One チーム制(複数担任制)

各クラスの担任を2、3名にする事により生徒一人ひとりと深く関わり、様々な課題を抱える生徒によりきめ細やかな指導と適切な支援ができるようにする。又、学年団が1つのチームという意識を持って、生徒の支援にあたる。

・授業の充実

生徒の主体的な学びを実現する授業を行う。そのために授業改革に取り組み、「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。また、定期的に校内の研究授業を行う。

各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習

基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。

・道徳教育・人権教育の充実

生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解・連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。また、休日参観で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

いじめは重大な人権侵害であるという認識に立ち、お互いが認め合い、一人一人の人権が大切にされる集団づくりを推進する。

・縦割り活動の充実（生徒同士の絆づくり）

向東祭（体育の部、音楽の部）に向けて各学年を3グループに分けて1年～3年で赤、青、黄の団を組み、取り組みを行う。他に縦割りで道徳の授業を行ったり、縦割りのレクレーションを行ったりする。縦割りグループにすることで、学年をこえて絆を深められるようにする。

・生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、生徒が集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

・その他

学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえた上で結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

（２）いじめの早期発見・積極的認知のための取組

・ 日常の生徒に関する情報共有

教職員が日常的に情報交換でき、あらゆる教育活動について、校内の組織が一体となって対応できる組織体制を構築する。また、生徒の心の内面まで理解するため、カウンセラーや保護者と連携し、長期的・継続的な視野に立った教育相談の充実を目指す。日頃から、教職員と生徒との心の通った人間関係の構築に努める。日々の子どもたちの変化を敏感に察知し、見逃さない観察力を教職員が身に付けていく。

・ 生徒に対する定期的な調査

日常の生徒観察に加えいじめに関する記名式アンケート、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート、わたしの毎日アンケート）を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。又、結果から背景を探り早期の支援と指導を行う。日常の随時の教育相談はもちろんのこと年3回の教育相談週間を設定し、クラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用する。

保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し、適宜適量な支援や指導を行う。年2回（春と秋）実施する教育相談でのアンケート調査など、いじめを発見するための具体的な取組を定期的実施する。

・ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

アンケートやクラスマネジメントシートの結果については、各委員にて共有・事後の対応を協議したのち、全教職員にて結果と今度の対策について共有する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

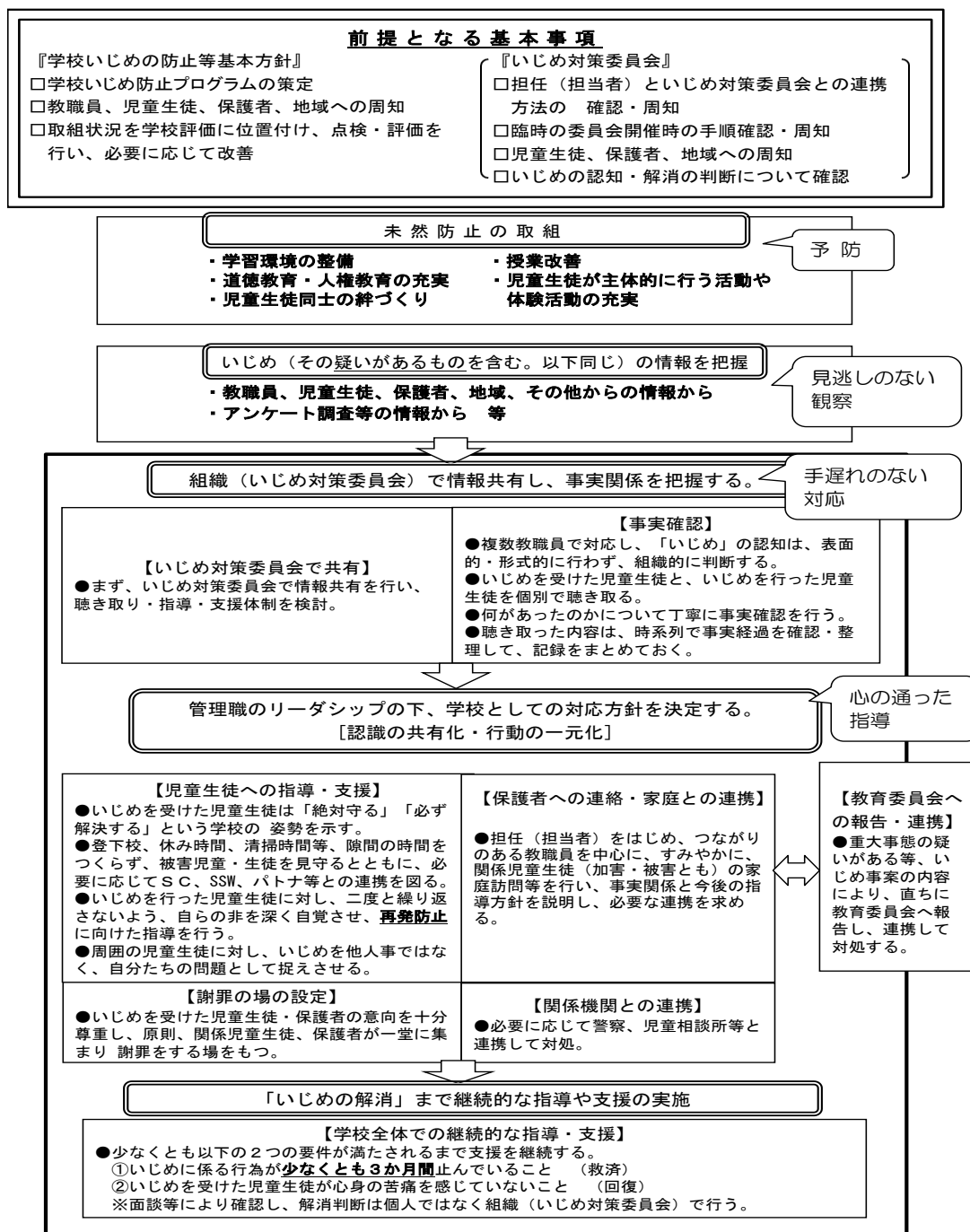
・ 基本的な考え方

いじめに関する情報を教職員が抱え込まずいじめ対策委員会をはじめとする校内委員会が主体的に情報収集に努め、組織として事実を共有し、対策を講じることを基本とする。

また、いじめを認知した場合は、丁寧な事実確認と関係者からの聴き取りを行い、いじめを受けた生徒を徹底的に守ると同時に、いじめを行った生徒や場合によってはその保護者に対しても指導を行う。事案によっては警察との連携も視野において対応する。

いじめを認知した場合は、速やかに教育委員会へ報告する。

・ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応
 ≪いじめ事案に対する組織的な対応の流れ≫



- ・ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

携帯電話の校内での使用の禁止へ徹底した取組

校内での使用禁止については、保護者と連携して徹底して取り組んでいく。

ケータイ教室による啓発

京都市教育委員会や京都府警察本部との連携の下、現職の警察官や警察官 OB、携帯電話会社による指導啓発を実施する。

- ・ 「いじめの解消」の定義をふまえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめの解消は、「いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいて、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」と定義される。

いじめを認知した場合は、継続して直ちに「いじめ対策委員会」を開催し、また、職員会議の中で各学年から生徒の情報交換を行い、全教職員における共通理解を図り、再発防止と早期発見に取り組む。また、スクールカウンセラーとの連携を密にし、生徒の心のケアに努める。本人、保護者との連絡を密にし、寄り添う体制を作るとともに、保護者との連携を強固にする。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- ・ 校内研修会で、いじめ防止策に関する研修を実施する。
生徒指導方針と見守りの必要な生徒についての共通理解（4月）
小学校との合同研修（8月）
生徒指導、いじめ、不登校についての全教職員の共通理解と意見交換（月1回）
小学校との情報共有と意見交換（年間数回）
- ・ 生徒や保護者の思いを十分に聴き取る力量を育てる。
教職員の力量向上に向けた研修（年間数回）

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・ P T A活動を通じて、保護者・地域への呼びかけ活動を行う。
- ・ 地域生徒指導連絡協議会（地生連）の活動を通じて、保護者・地域への呼びかけ活動を行う。
- ・ 「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・ 機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。

5 重大事態への対処

- ・ 基本的な考え方(定義)

いじめにより生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認めるとき

いじめにより、生徒が相当期間(30日を超える)欠席を余儀なくされている疑いを認めるとき

- ・ 重大事態が発生したときの対応

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて

重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 「いじめ学活の実施について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」 ◆不登校対策委員会① 「不登校傾向生徒の情報共有」	・学級開き ・全校集会で生徒に説明 <u>「いじめ対策委員員の紹介」</u> ・新入生を迎える会 ・学級目標決め ・学年集会 ・小中連携連絡会	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有 ・S Cによる新入生の教育相談	・学校HP掲載 ・家庭訪問週間 ・選択制個人懇談週間 ・部活動保護者会
5	◇いじめ情報交換会① 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」	・憲法月間の講話 ・校内授業研修会	・教育相談の実施①	・休日参観 ・道徳公開授業 ・学校運営協議会①
6	◇いじめ情報交換会② 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇いじめ対策委員会② <u>「アンケート調査の結果と対応の共有」</u> <u>「学校評価の実施に向けて」</u> 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」	・生徒総会 【2年】職場体験 ・薬物乱用防止教室	・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有① ・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	
7	◆不登校対策委員会② 「不登校生徒の経過の共有」 ◆生徒指導委員会	【3年】防煙教室 ・夏季休業を迎えるにあたっての心構		・学校評価の実施 ・三者懇談会 ・進路保護者会

	「夏季休業中の生活について」	え ・HIGASHI サマースクール ・学年集会 【2年】非行防止教室		
8	◇いじめ情報交換会③ ◆校内夏季研修会③ 「4～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆小中合同研修会 「情報交換」 ◆不登校対策委員会③ 「不登校生徒の経過の共有」	・生徒会リーダー研修会 ・HIGASHI サマースクール ・校内授業研修会 【1年】ケータイ教室	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討 ・教育相談の実施②	
9	◇いじめ情報交換会④ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」	向東祭文化の部、音楽の部、体育の部に向けての取組		・学校運営協議会② ・進路保護者会
10	◇いじめ情報交換会⑤ 「記名式アンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「学校評価を受けて改善策を考える」 ◇いじめ対策委員会③ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果と対応の共有」	・文化の部 ・音楽の部 ・体育の部 (縦割り活動の充実)		
11	◇いじめ情報交換会⑥ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果からの対応と経過」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の三機能を生かす）」 ◇いじめ対策委員会④ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	・人権学習	・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②	・3年生進路懇談会
12	◆不登校対策委員会④ 「不登校生徒の経過の共有」	・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会		・三者懇談会

1	◇いじめ情報交換会⑦ 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 ◆不登校対策委員会⑤ 「不登校生徒の経過の共有」	・オープンスクール ・小中連携の情報の集約について	・教育相談の実施③ ・冬休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討 ・校内授業研修会	・入学説明会
2	◇いじめ情報交換会⑧ <u>「学校評価の結果について② PDCA サイクル」</u> ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」			・ <u>学校評価の実施</u>
3	◇いじめ対策委員会⑤ <u>「アンケート調査の結果と対応の共有」</u> 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆不登校対策委員会⑥ 「来年度に向けて」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 【3年】卒業前行事	・1、2年生記名式いじめアンケートの実施 ・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	・学校運営協議会③ ・家庭地域教育講座
※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。 ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 6月・11月・3月） ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」 ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会、いじめ情報交換会）」 ・ 「校内生徒指導研修」 ・ 「授業参観」「学校運営協議会」 ※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。 ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。 ※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。 事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」「いじめ情報交換会」で、随時行い情報等を共有する。				